

保護者様

茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市立小・中学校の学校生活における地域の感染レベルの引き上げ等について

日頃より、学校における感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和4年1月17日より学校生活における地域の感染レベルを「レベル1」から「レベル3」に引き上げます。

令和4年1月6日に神奈川県内の感染レベルがレベル「2」（警戒を強化すべきレベル）に引き上げられたことや本市における感染拡大の状況をふまえ、茅ヶ崎市保健所と協議した結果、レベルを引き上げることといたしました。

レベルの引き上げに伴う学校の行動基準は次のとおりです。

なお、**感染者が発生し、教育活動への影響が考えられる場合には、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖を行う可能性があることを御承知おきください。※**

今後、学校対応を変更する際は、改めて御連絡させていただきます。

※感染広がり規模により、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖を行う際には、保護者宛に緊急連絡メール等によりお知らせします。

1 レベルの引き上げについて

文部科学省による『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』における地域の感染レベルに応じて、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準を次のように設定しています。


地域の感染レベル	出欠席の基準	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3 <small>1/17より適用地域の感染状況で随時検討</small>	本人及び同居の家族に発熱等の風邪の症状のある場合は出席しない	できるだけ2m (最低1m) ※1	行わない※2	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定※2
レベル2	本人及び同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合は出席しない	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	感染リスクの高い活動について検討・必要に応じて停止	教職員が感染リスクの徹底を確認することに加え、感染リスクの高い活動について検討・必要に応じて停止
レベル1	本人に発熱等の風邪の症状がある場合は出席しない	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	十分な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

※1 学級内では最大限の間隔を取ります。

※2 現在の感染拡大がオミクロン株の影響であると想定した際、学校全体での臨時休業等を避けるため、スピード感を持って対応する必要があることから、教科活動・部活動等については、1/15日(土)～1/21日(金)の間、従来のレベル3をベースとしつつ、さらに制限を加えた暫定的措置の下、実施します。暫定的措置の内容といたしましては、これまでのレベル3の基準であった一斉音読、鍵盤ハーモニカ、リコーダー演奏等の制限に加え、1/15(土)、16日(日)の部活動の休止(既に予定されている大会等は除く)、対面での会話を伴う教育活動、学年集会、異学年交流、密集を伴う運動を行わないなどとするものです。

2 出欠席の扱いについて

毎日の健康観察を改めて徹底し、児童・生徒及び同居の家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合は登校しないことを徹底していただきますようお願いいたします。

児童・生徒が感染した場合	発症から治癒が確認されるまでの期間、出席停止となります。 療養期間の確認のため、「発症日」について学校へお知らせください。
児童・生徒が濃厚接触者になった場合	保健所から自宅待機を指示される期間（感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して14日間）、出席停止となります。
児童・生徒に発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合	登校を控え、自宅療養または医療機関等を受診してください。この場合は出席停止となります。登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合は、健康管理に万全を期すため御家庭への連絡後、原則として兄弟・姉妹併せて帰宅していただきます。特に小学校のお子様においては、お迎えをお願いいたします。
感染が不安で登校したくない（させたくない）場合	学校が行う感染症対策を確認した上で、不安が解消されず学校を休んだ場合、学校の判断で出席停止扱いとすることができます。
同居の家族等に体調不良の方がいる場合	地域の感染レベルが2以上の場合、同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、児童・生徒に症状がなくても登校しないことを徹底してください。 また、同居の家族がワクチン接種後に体調不良になった場合について、体調不良の原因が「副反応」とであると判断できる場合、児童・生徒の出席は可能です。かかりつけ医等での受診・相談をしてください。
児童・生徒及び同居の家族等がPCR検査を受ける場合	<u>児童・生徒及び同居の家族がPCR検査など感染を確認する検査を受ける場合、検査結果が出るまでは登校を控えていただくようお願いいたします。この場合、出席停止扱いとなります。</u>
児童・生徒が医療機関等で、新型コロナワクチン接種を受ける場合	児童・生徒が医療機関等で、新型コロナワクチン接種を受ける場合、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、学校の判断で出席停止扱いとすることができます。 新型コロナワクチン接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、出席停止となります。 新型コロナウイルスワクチン関連情報は、茅ヶ崎市公式ホームページをご覧ください。  新型コロナウイルスワクチン関連情報 https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kenko/yobotaisaku/1043309/index.html

3 児童生徒の同居家族が、PCR検査など感染を確認する検査を受けている場合について

同居家族の検査結果が出るまでは、児童生徒本人の登校は控えていただくようお願いいたします。

なお、集団感染が発生した時など、同居家族が濃厚接触者に該当しなくても検査対象となる場合がありますが、この場合も児童生徒本人の登校は控えていただくようお願いいたします。

学校の集団感染を未然に防ぐため取り組みです。何卒御理解と御協力の程よろしくをお願いいたします。

4 マスクについて

着用するマスクの素材については、不織布マスクが最も飛沫の捕集効果があるとされ、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされております。状況に応じた活用について御検討くださるようお願いいたします。

5 変異株への対応について

基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされております。

各御家庭におかれましても、強い緊張感を持って、感染防止対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

事務担当 茅ヶ崎市教育委員会 電話：0467-82-1111
学務課保健給食担当（内線 3321）
学校教育指導課（内線 3331～3333）